

## 議案第16号

### 小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「各事業年度の終了の日（」を削り、「の規定（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第88条の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度開始の日から6箇月の期間の末日）」を「に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日」に改める。

第12条の2第1項中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第12条の2第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

#### （理由）

地方税法が一部改正され、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金が寄附金税額控除の対象とされることに伴い、これに応じた措置を講ずるため提案するものであります。